

日々の仕訳の処理を行う時、勘定科目に迷うことがあります。今回は勘定科目の選択方法について考えてみましょう。

1 仕訳は貸借対照表科目と 事業活動計算書科目で行う

社会福祉法人会計基準（以下、関連通知を含めて「会計基準」と言います。）による会計処理は、一般的な会計処理と同様に「複式簿記」という手法を用います。複式簿記では貸借対照表（以下「B/S」と言います。）と事業活動計算書（以下「P/L」と言います。）を作成し、B/Sは財政状態、P/Lは経営成績を表します。会計基準ではこれらに加えて資金収支計算書を作成しますが、資金収支計算書は複式簿記によって作成される計算書類ではありません。そのため仕訳に使用する収益・費用の勘定科目は、資金収支計算書ではなくP/Lのものを使用します。会計ソフトによっては資金収支の仕訳入力を求めるものがありますが、これはあくまで会計ソフトの仕様によるものです。

2 収益の勘定科目

保育所や認定こども園の収益は、主に「保育事業

収益」で処理します。保育事業収益の内訳には次のような勘定科目が用意されているので、内容に応じて使い分けます（表1参照）。

中区分科目は、「施設型給付費収益」は認定こども園、「委託費収益」は保育所、というように、施設の収益の種別によって勘定科目を使い分けます。

「利用者等利用料収益」は主に主食費や副食費、保育用品や遠足参加費など、利用者が負担する実費徴収分を処理しますが、利用者からの徴収額は「利用者等利用料収益（一般）」を、公費で助成された額は「利用者等利用料収益（公費）」を使用します。また施設運営のために自治体等から拠出される各種補助金は「補助金事業収益（公費）」に、補助事業に係る利用者の利用料は「補助金事業収益（一般）」に計上します。

例えば、延長保育事業に対する補助金は「補助金事業収益（公費）」で、その際の延長保育利用料は「補助金事業収益（一般）」で処理します。会計基準に定められた「補助金事業等収益明細書」（別紙3（③））に利用者利用料の記載欄があるのも、補助金額だけでなく、補助金を受けて行う事業から生ずる収益である利用者負担分を明確にし、補助事業全体での収益を把握することが目的だからです。簡単に言えば、延長保育事業を実施することによって得られる収益

の全体を把握することが目的で、だからこそ利用者からの延長保育利用料も補助金事業収益の一部として表示するわけです。

また、公定価格で算定された副食費徴収免除加算の額は「施設型給付費収益」や「委託費収益」に含まれますが、副食費を自治体が助成した場合には、「利用者等利用料収益（公費）」とします。副食費の助成は施設に対する補助金ではなく、利用者

表1 保育事業収益の内訳科目

中区分科目	小区分科目	内容
施設型給付費収益	施設型給付費収益	施設型給付費の公費負担分
	利用者負担金収益	利用者負担の保育料
特例施設型給付費収益	特例施設型給付費収益	特例施設型給付費の公費負担分
	利用者負担金収益	利用者負担の保育料
地域型保育給付費収益	地域型保育給付費収益	地域型保育給付費の公費負担分
	利用者負担金収益	利用者負担の保育料
特例地域型保育給付費収益	特例地域型保育給付費収益	特例地域型保育給付費の公費負担分
	利用者負担金収益	利用者負担の保育料
委託費収益		保育所が受領する委託費
利用者等利用料収益	利用者等利用料収益(公費)	利用者実費徴収額の公費助成分
	利用者等利用料収益(一般)	利用者実費徴収額
	その他の利用料収益	実費徴収額以外の利用者からの収益
私的契約利用料収益		私的契約児の利用料
その他の事業収益	補助金事業収益(公費)	施設運営に係る国・自治体の補助金
	補助金事業収益(一般)	上記補助金に係る事業の利用者負担分
	受託事業収益(公費)	指定管理等の受託事業の収益
	受託事業収益(一般)	上記受託事業の利用者負担分
	その他の事業収益	その他の事業収益

の負担軽減のための利用者に対する助成ですから、「補助金事業収益（公費）」は使用しません。

なお「私的契約利用料収益」は、いわゆる私的契約児が存在する場合にのみその利用料を処理する勘定科目ですから通常は使用することはありません。

3 事業費と事務費

費用の勘定科目のすべてをお示しする紙幅がないので、ぜひご自身の園のP/Lを参照してください。P/Lは「サービス活動増減の部」が収益と費用に区分され、費用の大区分として人件費、事業費、事務費が設けられています。人件費は文字通り職員に係る費用ですが、事業費は児童の保育に直接必要な費用、事務費は間接的な事務経費で、勘定科目の選択にはまず事業費か事務費かを適切に判断することが求められます。

例えば、事業費と事務費には同じ「保険料」という名称の勘定科目がありますが、園児の傷害保険料は事業費の保険料、園舎の火災保険料は事務費の保険料を使用します。また厨房機器のリース料は事業費の賃借料を、コピー機のリース料は事務費の賃借料とします（賃貸借処理の場合です。リース会計については稿を改めてご紹介します）。

では、園庭でケガをした児童を病院に連れて行くためのタクシー代はどうでしょうか。通常は「旅費交通費」を選択する方が多いかも知れませんが、このタクシー代は明らかに事業費です。しかし事業費に「旅費交通費」は用意されていないため、私はこのような場合には「保健衛生費」を使用しています。勘定科目の選択は、何費にするかということよりもまず、事業費と事務費の正しい選択が先にすべきことだからです。

なお前述の通り、会計処理はP/Lをもとに行いますが、施設型給付費や委託費の使い方を表すのは資金収支計算書です。そのため公定価格に積算されたお金の使途を把握するためには、資金収支計算書と対比する必要があります。しかし資金収支計算書における事業費支出、事務費支出の区分と、公定価格にされた事務費、管理費の区分は必ずしも一致しません。例えば10万円以上の遊具の代金は公定価格の区分では事業費ですが、会計処理では固定資産取得支出です。

保育が措置制度であった時代には、措置費の性格上、当時の収支計算書に計上された事業費や給食費の支出割合が厳しく管理されたこともありました。しかし現在では事業費と事務費を適切に判断できさえすれば、勘定科目の若干の相違はそれほど気にする必要はありません。

4 費用の勘定科目

事業費と事務費の選択の他にも費用の勘定科目の選択には注意すべき点があり、会計基準は一つの考え方に基づいて「勘定科目説明」に選択方法を定めています。いくつかその例を挙げてみましょう。

職員の研修会のための旅費は、「旅費交通費」ではなく「研修研究費」を使用します。園の概要を記載したパンフレットの印刷外注費は、「業務委託費」や「印刷製本費」ではなく「広報費」とします。調理員の割烹着のクリーニング代は「業務委託費」ではなく「職員被服費」、園バスのガソリン代は「燃料費」ではなく「車輦費」です。

このように会計基準における勘定科目の選択は、一つの方針に基づいています。それは、費用の形態ではなくその費用の目的によって使い分けるという点です。例えば研修会に出かけるための旅費は、「電車代」という費用の形態ではなく「研修会参加という目的のための費用」であることから「研修研究費」を使用することとしています。職員研修の講師料やお茶菓子代などもすべて「研修研究費」とすることで、研修のために係った費用の総額を把握することが可能になるからです。

以上のように、費用の勘定科目を選択する時にはまず、事業費か事務費かを適切に判断することが大切で、これは公定価格の積算基準に照らして内訳を把握する際、適切に対比することを可能にするためにも必要なことです。また費用の目的によって選択することも、目的別の費用を把握するためには大切なことです。

そしてもう一つ大切なことは、法人内のすべての施設では、同じ考え方で処理することです。A園では保健衛生費、B園では消耗器具備品費、という異なる処理を行うことは適切ではなく、処理方法に一貫性を持つことが大切だと言えそうですね。